

## 京都市都市計画局建築工事総合評価落札方式評価要領

平成18年	9月12日	都市計画局長決定	
平成19年	10月17日		改正
平成21年	8月6日		改正
平成22年	5月31日		改正
平成23年	4月1日		改正
平成24年	4月1日		改正
平成27年	9月30日		改正
平成30年	4月1日		改正
令和2年	7月31日		改正
令和3年	4月1日		改正

### (趣旨)

第1条 この要領は、京都市都市計画局が所管する建築、設備工事及び工事監理業務委託に関し、総合評価落札方式（地方自治法施行令（以下「令」という。）及び地方自治法施行規則に定めるもののほか、令第167条の10の2第1項及び第2項の規定による総合評価一般競争入札又は令第167条の12第4項の規定による総合評価指名競争入札により契約の相手方を決定する方式をいう。ただし、京都市総合評価競争入札の実施に関する要領（以下「実施要領」という。）第3条第1号に定める高度技術提案型総合評価競争入札について実施するものを除く。以下同じ。）を実施する場合において、入札参加者から提出された技術提案書（以下「技術提案書」という。）の内容を評価するために必要な事項を定めるものである。

### (総合評価落札方式評価委員会の設置)

第2条 技術提案書の内容を評価するために、都市計画局内に「総合評価落札方式評価委員会」（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、契約案件ごとに別途定める総合評価落札方式落札者決定基準に基づき技術提案書の内容を評価し、その結果を契約担当部局及び公共建築部に通知する。

### (委員会の組織)

第3条 委員会は、第3項に定める委員長及び第4項に定める副委員長のほか、別表第1に掲げる者の中から委員長が指名する者をもって組織する。

2 委員会に委員長及び副委員長を置く。

3 委員長は、住宅室技術担当部長とする。

4 副委員長は、公共建築部長及び公共建築部設備担当部長とする。

5 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

7 委員会は、必要があると認めるときは、委員会に事業所管部局部長級職員等を加えることができる。

### (会議及び議決)

第4条 委員会は、委員長が必要と認めるとき、随時招集する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、第5条第1項に定める作業部会の検討結果を委員に回付することをもって、委員会の開催及び技術提案書の評価に代えることができる。

- (1) 実施要領第3条第4号に定める特別簡易型総合評価競争入札の技術提案書を審査するとき
  - (2) 実施要領第3条第3号に定める簡易型総合評価競争入札の技術提案書を審査する場合で、委員会を開催することができないとき
- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立する。
  - 3 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは委員長が決する。
  - 4 委員会は、必要があると認めるときは、入札参加者に対し、当該入札参加者が提出した技術提案書に関するヒアリングを行うことができる。
  - 5 委員会は、必要があると認めるときは、学識経験者及びその他関係者等に意見を求めることができる。

(作業部会の設置)

第5条 委員長は、技術提案書の内容について検討するために作業部会を置く。

- 2 作業部会は、技術提案書の内容について検討し、その結果を委員会に報告する。

(作業部会の組織)

第6条 作業部会は、都市計画局所属の係長級以上の技術職員の中から第3項に定める部会長が指名する者をもって組織する。

- 2 作業部会に部会長及び副部会長を置く。
- 3 部会長は、建築工事に係る検討を行う場合は、都市総務課建築技術担当課長とし、設備工事に係る検討を行う場合は、都市総務課設備技術担当課長とする。
- 4 副部会長は、第1項により組織された作業部会の中から部会長が指名する。
- 5 部会長は、作業部会を代表し、会務を掌理する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(作業部会の会議及び議決)

第7条 作業部会は、部会長が招集する。

- 2 作業部会は、部会員の3分の2以上の出席により成立する。
- 3 作業部会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは部会長が決する。
- 4 作業部会は、必要があると認めるときは、入札参加者に対し、当該入札参加者が提出した技術提案書に関するヒアリングを行うことができる。

(事務局)

第8条 委員会及び作業部会の事務局は、都市企画部都市総務課に置く。

(補 足)

第9条 この要領に定めるものの他、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成18年9月12日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成19年10月22日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要領は、平成19年10月22日以後に実施する入札公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成21年8月6日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要領は、平成21年8月6日以降に実施する入札公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成22年5月31日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要領は、平成22年6月1日以降に実施する入札公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要領は、平成23年4月1日以降に実施する入札公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要領は、平成24年4月1日以降に実施する入札公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成27年10月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要領は、平成27年10月1日以降に実施する入札公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日以降に実施する入札公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和2年8月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要領は，令和2年8月1日以降に実施する入札公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は，令和3年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要領は，令和3年4月1日以降に実施する入札公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

別表第1 (第3条第1項関係)

委 員	都市計画局都市企画部都市総務課建築技術担当課長 都市計画局都市企画部都市総務課設備技術担当課長 都市計画局公共建築部公共建築企画課長 都市計画局公共建築部公共建築企画課設備企画担当課長 都市計画局公共建築部公共建築建設課長 都市計画局公共建築部公共建築建設課建築建設担当課長 都市計画局公共建築部公共建築建設課設備建設担当課長 都市計画局公共建築部公共建築建設課大型施設建築担当課長 都市計画局公共建築部公共建築建設課大型施設設備担当課長 都市計画局公共建築部公共建築整備課長 都市計画局公共建築部公共建築整備課建築整備担当課長 都市計画局公共建築部公共建築整備課設備整備担当課長
-----	---